

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則及び知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第52号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則及び知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則

(知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部改正)

第1条 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(事務の委任) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務(同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健所長に委任する。		(事務の委任) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務(同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健所長に委任する。	
(略)		(略)	
24 の 5	(略)	(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
		(5) <u>第38条第2項</u> の規定による輸出証明書の発行を受けた者及び適合施設の設置者等に対する物件の提出の要求並びに立入調査及び質問	(5) <u>第53条第2項</u> の規定による輸出証明書の発行を受けた者及び適合施設の設置者等に対する物件の提出の要求並びに立入調査及び質問
		(6) <u>第38条第5項</u> の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消し	(6) <u>第53条第5項</u> の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消し
(略)		(略)	
2	(略)	2	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部改正)

第2条 知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則（昭和63年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。 (1)～ <del>(2)</del> （略） (30) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 <u>第38条第2項</u> の規定による輸出証明書の発行を受けた者及び適合施設の設置者等に対する物件の提出の要求並びに立入調査及び質問 (31) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 <u>第38条第5項</u> の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消し	地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。 (1)～ <del>(2)</del> （略） (30) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 <u>第53条第2項</u> の規定による輸出証明書の発行を受けた者及び適合施設の設置者等に対する物件の提出の要求並びに立入調査及び質問 (31) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 <u>第53条第5項</u> の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消し

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。